

令和5年5月2日

保護者の皆様

岐阜小学校長
藤田 忠久

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営について

日頃から本校の教育活動の推進につきましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。さて、本年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行することを踏まえ、国・県・市より通知がありました。

つきましては、通知に基づき5月8日以降の学校の教育活動については、岐阜市内の小中学校では下記のとおり対応しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

5類感染症移行後においては、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することを基本とします。

基本的には、学校の教育活動においては児童及び教職員に対してマスク着用を求めないこととなり、新型コロナウイルス感染症の流行前（令和2年2月以前）の学習や生活に戻すこととなります。

その上で、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じていきます。

2 5類感染症移行後の対応及び取扱いについて

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童等に対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。
※発症した日や症状が軽快した日を0日としてカウントし、翌日から起算します。
- (2) 感染者に対しては、発症日（検体採取日）から10日間を経過するまでは、自主的な感染予防行動（検温等の健康状態の確認、マスク着用、感染リスクの高い場での配慮）の徹底を推奨します。
- (3) 校外学習等で混雑した電車やバスを利用する場合や医療機関や高齢者施設等を訪問する場合等、社会一般においてマスク着用が推奨される場面では、マスクの着用を推奨します。
- (4) 「自宅待機要請者、濃厚接触者の取扱い」「健康チェックカード（検温チェック）の取扱い」「コロナガード、コロナ対応を踏まえた修学旅行実施マニュアルの取扱い」については、いずれも廃止となります。
- (5) 手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものにとらえ、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導していきます。
- (6) 新型コロナウイルス感染症用の罹患報告書につきましても取扱いの廃止により一部内容が変更します。後日改めて、修正版を学校HPにアップします。
- (7) なお、今後、新型コロナワクチン接種者の副反応による欠席の場合は、欠席扱いとなります。